**４　準学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準**

|  |
| --- |
|  |

**準学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準**

私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第４項の法人（以下「準学校法人」という。）の寄附行為の認可については、私立学校法その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

１　名称について

　準学校法人の名称は、その目的にふさわしいものとし、かつ、県内の他の法人と同一又は紛らわしい名称は用いないものとすること。

２　基本財産について

(1) 準学校法人は、基本財産として、設置する私立専修学校又は私立各種学校（以下「私立専修学校等」という。）ごとに、次に掲げる施設及び設備又はこれらに要する資金を有していること。

(ｱ) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第２号）又は各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）に定める面積を保有する校舎

(ｲ) 前号に定める校舎建設その他私立専修学校等の目的達成のために必要な用地（以下「校地等」という。）

(ｳ) 私立専修学校等の目的及び生徒数に応じた教具、校具等の設備

(2) 前項の施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものとし、次の各号の一に該当しないものであること。

(ｱ) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められないもの

(ｲ) 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等

３　基本財産の借用について

(1) ２の(1)に定める基本財産は、原則として借用でないこと。ただし、２の(1)の(ｱ)及び(ｲ)に定める基本財産については、次に掲げる場合など、準学校法人が所有することが困難な特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。

(ｱ) 国又は地方公共団体（以下、「国等」という。）からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。

(ｲ) 借用部分について、準学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

(2) 基本財産が借用である場合においては、 長期（概ね20年以上）にわたり校地及び校舎を使用する権利を準学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、基本財産として長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもって代えることができるものとする。

(3) 前項の規定にかかわらず、各種学校が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと

(4)２の(1)の(ｳ)に定める基本財産については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものであること。

４　年次計画について

(1) 学校の校舎及び設備は、開設時までに教育上支障のないよう整備されなるものであること。ただし、年次計画により校舎及び設備を整備する場合で、当該年次計画による整備が確実と認められ、かつ、教育上支障がないときは、年次計画による整備を認めることができること。

(2) 校地は、開設時までに教育上支障のないように整備されるものであること。

５　運用財産について

(1) 準学校法人は、私立専修学校等の経営に必要な運用財産を有していること。

(2) 前項の運用財産は、学校の種類、規模に応じて毎年度の経常支出に対して生徒納付金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであること。

(3) ４(1)に規定する年次計画により校舎及び設備を整備する場合の、各年度の経常的経費の財源は、生徒納付金、寄附金その他確実な収入に基づくものであること。

６　負債に係る借入金について

　準学校法人の設立時の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、基本財産に対する総負債額の割合が３分の１以内において認めることができること。

７　資産の内容について

準学校法人の資産は、６の負債に係る借入金の担保とされているものを除き、負担の付いているものでないこと。

８　会計について

準学校法人の会計処理は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準ずるものとし、その収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行され得るものであること。

(1) 経常的収支予算は、教職員の人件費、私立専修学校等の規模に対応する教育研究経費、管理経費、借入金等利息その他の経常的支出が、授業料、入学金等の生徒納付金その他確実な経常的収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。また、生徒納付金の総額は年間経常経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内とすること。

(2)　臨時的収支予算は、施設、設備等の整備計画に応じた支出が、確実な収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。

９　規模について

(1) 準学校法人の設置する私立専修学校等の規模は、原則として、学校ごとに生徒総定員が80人以上であること。

(2) (1)の総定員は、安定した経営が維持できるものであり、かつ、定員の充足について確実な見込みがあるものであること。

10　役員等について

(1) 準学校法人の理事及び監事は、準学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、社会的信望を有する者であること。また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者であること。

(2) 理事及び監事は、他の学校法人及び準学校法人の理事又は監事を４以上兼ねていない者であること。

(3) 理事長は、他の学校法人及び準学校法人の理事長を２以上兼ねていない者であること。

(4) 理事である評議員以外の評議員について、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。

(5) 規程の整備を含め、準学校法人にふさわしい管理運営体制を整えていること。

11　報酬等について

(1) 財産の寄附者、役員及び管理的地位にある職員の各々について、その者並びにその配偶者及び三親等内の親族（以下「特定の者及びその関係者」という。）が当該準学校法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。）その他の金品の合計額は、当該準学校法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与・報酬の総額のおおむね２割（その額が特定の者及びその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額の３倍（特定の者及びその関係者である校務を担当する常勤の役員又は教職員が２人以上の場合は４倍）に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内であること。

(2) 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬を受けるものではないこと。

(3) 学校の施設には教育目的以外のために継続的に使用される施設（財産の寄附者ならびにその配偶者および三親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。

　附　則

この審査基準は、令和元年１１月２９日から施行し、同日以降の認可申請について適用する。